

東京大学住宅都市再生研究センター 特任教授（特定短時間有期雇用教職員） 募集要項

1. 職名及び人数：特任教授（特定短時間有期雇用教職員） 1名
2. 契約期間 : 令和8年4月1日～令和9年3月31日
更新する場合があり得る。
更新する場合は1年毎行うが、更新回数は4回、在職できる期間は令和13年3月31日を限度とし、以後更新しない。
更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
3. 試用期間 : 採用された日から14日間
4. 就業場所 : 東京大学住宅都市再生研究センター（東京大学本郷キャンパス内を予定）
変更の範囲：原則同一部局内
5. 所属 : 住宅都市再生研究センター
変更の範囲：原則同一部局内
6. 業務内容 : 住宅都市再生研究センターのセンター長として、研究プログラムや社会連携、研究成果を踏まえた政策提言に関する社会的発信等に関する方向性を明らかにし、また内外の政府機関や研究組織とのコーディネーションを担う。
変更の範囲：業務上の必要により配置又は業務を変更することがある。
7. 就業時間 : 週1日（曜日については応相談）
1日7時間（10:00～18:00 ※12:00～13:00 休憩）
※時間外労働を命じることがある。
8. 休日 : 土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
9. 休暇 : 年次有給休暇、特別休暇 等
10. 賃金等 : 時給6,000円～8,000円程度
※資格、能力、経験等に応じて決定する。
通勤手当（原則55,000円／月まで）、超過勤務手当
11. 加入保険 : 法令の定めにより労災保険に加入
12. 応募資格 : 1) 博士号取得者
2) 住宅都市再生に関する政策立案について卓越した業績があり、住宅都市再生に関連した国際機関とのネットワークを有する者
3) 業務内容を遂行できるための十分な経験と実績を有していること
13. 提出書類 : 1) 東京大学統一履歴書 1部（本学指定様式※）※本学指定様式は
<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html> からダウンロード
平日日中に連絡のとれる電話番号、メールアドレスを明記のこと
2) 研究業績一覧、住宅都市再生に関する政策立案に関連した業績一覧、住宅都市再生に関連した国際機関との連携活動に関する業績一覧
3) 学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処

分及び懲戒処分にかかる申告書

※様式はこちらよりダウンロード【申告書】学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分にかかる申告書.docx

14. 提出方法 : 上記書類の電子ファイルを以下の URL にアップロードして下さい。
https://univtokyo-my.sharepoint.com/:f/g/personal/3293595296_utac_u-tokyo_ac_jp/Ej7sa9v_RT5GiW_Zq1PI1vwBMxwL1L99gtgnL7I7jVZp-w
- ※ 2 日以内に受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。
15. 応募締切 : 令和 7 年 1 1 月 1 2 日 (水) 1 5 時必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施。 *面接選考の対象となった方のみ日時等を連絡します。
16. 問い合わせ先 : 東京大学本部協創企画課 武田 (TEL:080-4141-6283)
e-mail: kyoso-jinji.adm@g.s.mail.u-tokyo.ac.jp
17. 募集者名称 : 国立大学法人東京大学
18. 受動喫煙防止措置の状況 : 敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所あり)
19. その他 : • 応募書類は返却せず、本応募の用途に限り使用し、取得した個人情報は正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。
• 選考にかかる旅費は支給しません。
• 東京大学は男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を歓迎します。
• 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。